

# 石川県公報

令和 4 年 12 月 7 日 (水曜日)

号 外

(第 94 号)

## 目 次

### 人事委員会

- 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月七日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第十八号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項第一号中「准看護師その他人事委員会が定める職員」を「及び准看護師」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 中央病院に勤務する職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、人事委員会が定める職員

第五十二条第四項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 再任用職員以外の職員 八千円

ロ 再任用職員 九千五百円

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和四年十月一日から適用する。

